

低圧電気取扱業務特別教育

受講料: 11,000円(10%税込み)

1日間 8.2時間 9:00~18:30
学科7.2時間、実技1.0時間

開催日は研修部ホームページをご覧ください。



電気作業に必須の安全教育！
電気に関する安全知識が学べます。

研修内容

法に規定されている内容で、電気設備や安全に作業するために必要な知識を学びます。
実習機を用いて、安全な作業手順を習得していただきます。

講習スケジュール (■は実習)

1日目
低圧電気に関する知識 ・低圧電気の危険性 ・短絡、漏電、接地、電気絶縁
低圧電気設備に関する基礎知識 ・配電設備、変電設備 ・配線、電気使用設備 ・保守および点検
低圧用安全作業用具に関する基礎知識 ・絶縁用保護具、絶縁用防具等 ・絶縁用防護具、検電器 ・その他の安全作業用具、管理
低圧活線および活線近接作業の方法 ・充電電路の絶縁防護、作業者の絶縁保護 ・停電電路に対する措置、作業管理 ・救急処置、災害防止 (災害事例)
関係法令 ・法令および安衛則中の関係条項 (労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令)
活線実習 ・保護具、検電器の使い方 ・操作禁止札 ・ブレーカの操作 (停電作業、復電作業)
理解度テスト

なぜ特別教育を実施しなければならないのか？

労働安全衛生法において、電気取扱作業などの危険業務に従事する者に対して、**安全に関する特別の教育を行うことを事業者が義務づけています。また、未実施についての罰則があります。**

安全衛生法で定められている安全衛生教育

第59条第1項	雇入れ時の教育…従事する業務に関する安全又は衛生の教育
第59条第2項	作業内容の変更時の教育…雇入れ時の教育に準じて教育
第59条第3項	特別の教育 … 危険・有害業務に就かせる者に教育
第60条第1項	職長等の教育 … 新たに職長他現場監督者になった者に教育

電気工事士の資格を取得しているので、特別教育は受講しなくてよいのか？

電気工事士は経済産業省の管轄で、特別教育は厚生労働省の管轄になっており、それぞれ目的の違う資格になっています。また、**電気工事士が上位資格という位置づけはなく、特別教育の実施は免除されません。**

電気工事士の資格があっても特別教育を受けていないと、充電部が露出しているブレーカやスイッチの操作はできません。同様に、低圧電気取扱特別教育を受けていても電気工事士の資格を有していなければ電気工事は行えません。

低圧電気取扱業務の対象になる業務は？

労働安全衛生法59条第3項では、以下の2つを対象業務としています。

- ・充電電路の敷設若しくは修理の業務
- ・充電部分の露出した開閉器の操作の業務

具体的には、分電盤へのケーブル結線、端子部が露出している分電盤のブレーカ操作など、感電の危険性がある作業が対象になります。

本講習は電気作業に関する安全教育です。上記の作業に関わらず、感電の恐れがある作業に携わる方は受講いただくことをお勧め致します。

実習風景

